

## 介護老人保健施設「海辺の郷」 重要事項説明書

### ◆介護保険証の確認

説明を行うに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

### ◆ケアサービス

当施設での介護老人保健施設サービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるか、という施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際ご本人・身元引受人（保証人）の希望を十分に取り入れ、また計画の内容については同意をいただくようになります。

医 療： 当施設は、入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師、看護職員が常勤しておりますので、ご利用者の状態により適切な医療・看護を行います。

介 護： 施設サービス計画に基づいて実施します。

機能訓練： 施設内における全ての活動がリハビリテーション効果を期待したものとなっておりますので、基本的には施設内で機能訓練を行います。また、必要に応じて機能訓練室にても行います。

栄養管理： 介護保健施設サービスにおいて、利用者一人一人の栄養状態や摂食状態に応じた個別の対応を重視した、栄養ケアを実施します。

### ◆生活サービス

当施設利用中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しております。

### ◆他機関との連携

当施設では、病院・診療所や歯科医院に協力をいただいておりますので、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

### ◆緊急時の連絡先

緊急の場合には、「介護老人保健施設海辺の郷サービス利用同意書」にご記入していただいた連絡先に連絡します。なお、当施設には支援相談の専門員として、支援相談員が勤務しておりますので、お気軽にご相談ください。

また、要望や苦情等もお寄せいただければ速やかに対応します。

## 介護老人保健施設「海辺の郷」のご案内 (令和6年4月1日現在)

### 1. 施設の概要

・運営主体	医療法人 清和会
・所在地	愛媛県松山市柳原 739 番地
・管理者	理事長 鶴井 雅敏
・施設名	介護老人保健施設 海辺の郷
・所在地	愛媛県松山市柳原 739 番地
・開設年月日	平成 6 年 4 月 27 日
・TEL	089 - 992 - 5050
・FAX	089 - 992 - 5088
・施設長名	米川 幸彦
・介護保険指定番号	介護老人保健施設 (第3857780203号)
・敷地面積	5,049.12 m <sup>2</sup>
・延床面積	2,868.63 m <sup>2</sup>
・建物構造	鉄筋コンクリート2階建
・療養室数	1人部屋 8室 (1人当たり 11.83 m <sup>2</sup> ) 2人部屋 6室 (1人当たり 9.65 m <sup>2</sup> ) 4人部屋 10室 (1人当たり 8.08 m <sup>2</sup> )

### 2. 主な居室及び面積

・食堂、ダイルーム	131.96 m <sup>2</sup>
・談話コーナー	88.58 m <sup>2</sup>
・理容室	6.98 m <sup>2</sup>
・家族介護教室	32.30 m <sup>2</sup>
・機能訓練室	82.52 m <sup>2</sup>

### 3. 介護老人保健施設の目的と運営方針

・目的 当施設は、要介護状態にある高齢者等に対し、適正な介護保健施設サービスを提供することを目的とします。

・運営方針 当施設は、利用者の要介護状態の心身の特性を踏まえて、看護・医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の世話をを行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるとともに、在宅に向けてのリハビリとして外出・外泊機会を多く持ってもらおうよう定期的なご案内・ご連絡を行い、在宅への復帰を目指すものとします。

また明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視して介護保健施設サービスを提供するものとします。

#### 4. 施設全体の職員体制

・施設長	1名（医師兼務）	総括管理・指導、医療
・医師	1名（施設長兼務）	管理・指導・医療
・薬剤師	1名（非常勤）	調剤・監査
・看護職員	8名	看護、介護
・介護職員	19名	介護
・支援相談員	2名	支援相談
・理学（作業）療法士	3名	機能訓練
・管理栄養士	2名	栄養管理指導
・介護支援専門員	1名	施設サービス計画作成
・事務職員	4名（1名支援センター兼務）	総務

夜間の勤務体制（20：00～6：30）

- ・介護職員 2名
- ・看護職員 1名

#### 5. 入所定員 定員 60名

#### 6. サービス内容

##### ①施設サービス計画の立案

##### ②食事（食事場所は、ご本人の希望・体調により選択できます。〈食堂・談話室・部屋等〉）

- ・朝食 8：00～8：30
- ・昼食 12：00～13：00
- ・おやつ 15：30～
- ・夕食 17：30～18：30

##### ③入浴（週に最低2回利用いただけます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります）

##### ④医学的管理・看護

##### ⑤介護（退所時の支援も行います）

##### ⑥機能訓練、リハビリテーションマネジメント等のリハビリテーションの実施、指導等

##### ⑦栄養管理、栄養マネジメント等の栄養状態の管理、指導等

##### ⑧相談援助サービス

##### ⑨理美容サービス（原則月2回）

##### ⑩行政手続き代行

##### ⑪その他

※ これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

## 7. 協力医療機関等

介護保険施設について施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関の連携の下でより適切な対応を行う体制を確保する観点から、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築しています。

当施設では、下記の医療機関や歯科医院に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関  
北条病院（総合診療科）  
松山市河野中須賀288-5  
電話番号 089-993-1200  
和ホスピタル（精神科）  
松山市柳原739番地  
電話番号 089-992-0700
  
- ・協力歯科医院  
堀本歯科医院  
松山市柳原332番地  
電話番号 089-993-1474  
清水歯科医院  
松山市菟木甲8-3  
電話番号 089-994-1181  
山崎歯科医院  
松山市下難波474-1  
電話番号 089-992-1080

### ・緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先にご連絡します。

## 8. 施設利用に当たっての留意事項

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食事は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・面会時間は、感染症発生状況により随時変更しております。  
別紙にてご連絡させていただきます。
- ・外出、外泊する際には、届出を提出し事前に施設長の許可を得てください。
- ・飲酒、喫煙については禁止します。
- ・設備、備品の利用については、利用者の責に帰すべき事由によって当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人（保証人）並びに連帯保証人は連帯して、当施設に対してその損害を賠償するものとします。
- ・金銭及び貴重品の管理は、原則行っておりません。貴重品はお持ち帰りいただきます。

## 9. 非常災害対策

### ・災害対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画を定めて事業所の見やすい場所に掲示すると共に、当該計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

### ・防災設備

自動火災報知設備、避難階段、屋内消火栓、非常通報装置、漏電警報器、非常用電源、スプリンクラー

### ・消防計画

自衛消防隊を組織し、職員の訓練・研修、設備の点検実施に努めています。

### ・災害への地域連携、対応強化

災害時は、地域連携が不可欠であることを踏まえ訓練実施に当たっては地域住民の参加が得られるよう努めています。

### ・年1回防災訓練・年2回防火訓練を実施しています。

## 10. 苦情等の相談

当施設には、支援相談の専門員として支援相談員が勤務しておりますので、お気軽にご相談ください。速やかに対応いたします。また、受付等に設置した「ご意見箱」をご利用頂きお申し出することもできます。

- ・支援相談員 永田泰浩（電話 089-992-5050）〈平日 9：00～17：30〉

また、市町村等の各機関においても苦情等の相談に応じます。

- ・松山市指導監査課 介護事業者 指定・指導 担当〈平日 8：30～17：15〉  
所在地 松山市二番町四丁目7番地2  
電話番号 089-948-6968
- ・愛媛県国民健康保険団体連合会（介護・事業課）〈平日 8：30～17：15〉  
所在地 松山市高岡町101番地1  
電話番号 089-968-8700
- ・愛媛県福祉サービス運営適正化委員会 〈平日9：00～12：00，  
所在地 松山市持田町三丁目8番15号 13：00～16：30〉  
電話番号 089-998-3477

## 11. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」等を禁止しております。

## 12. 事故発生の防止及び発生時の対応

当施設は、安全かつ適切に質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。

また、サービス提供中に事故が発生した場合は、速やかに関係市町村、身元引受人（保証人）連帯保証人等に連絡するとともに事故内容についての記録を行い、事故発生に至った原因を検証し、更に検討委員会による分析を行い、再発防止策を講じる。

施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関・協力歯科医療機関または他の専門的機関での受診を依頼する。施設職員が利用者から暴行を受けた場合、医師へ保険診療の必要性、職員の処遇に影響があるものについて松山市指導監査課へ報告する。

#### 13. 記録の保存

事業所はサービス提供に関する諸記録を整備し、そのサービス完結の日から5年間保存するものとする。

#### 14. 認知症に係る仕組み

事業所の職員は、認知症対応力の向上と利用者の尊厳に資する観点から、研修の受講状況、取り組み状況について公表することとしています。

#### 15. 感染症への対応力強化

感染症対策強化として感染症委員会を設け指針の整備、研修の実施、訓練について実情に応じて適宜行います。

#### 16. 高齢者虐待防止の推進

事業所は、入所者の人権擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生または、その発生を防止するため担当者を定め委員会の設置、指針の整備、研修の実施を行います。

サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者については速やかに行政へ通報します。

虐待防止のための責任者	施設長 米川 幸彦	担当者	看護師長 篠原 智子
-------------	-----------	-----	------------

#### 17. ハラスメント対策

事業所は、セクハラ、パワハラ、妊娠・出産・育児・介護休業等へのハラスメントに対して男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策を講じます。

#### 18. 業務継続計画の策定について

感染症、非常災害に対する業務継続計画の策定・計画の周知、研修、訓練、計画の見直しを定期的に行います。

#### 19. 生産性向上推進体制について

介護現場における生産性の向上に取り組む観点から、利用者の安全並びに介護サービスの質の向上及び職員の負担軽減に資する方策を検討するため委員会を設置。

#### 20. 施設における口腔衛生管理強化・栄養マネジメントの実施

利用者の口腔衛生の管理体制に係る計画作成、口腔の健康・状態評価を行います。管理栄養士を配置し計画的に栄養ケア・マネジメントを基本サービスとして実施します。

## 個人情報の利用目的

介護老人保健施設 海辺の郷では、利用者の皆様への尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

### 【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- \*当施設が利用者等に提供する介護サービス
- \*介護保険事務
- \*介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち、以下の業務を行うため
  - 入退所等の管理
  - 会計・経理
  - 事故等の報告
  - 当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- \*当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち、以下の業務を行うため
  - 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - 利用者の診察に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - 検体検査業務の委託その他の業務委託
  - 家族等への心身の状況説明
- \*介護保険事務に係る情報提供
  - 保険事務の委託
  - 審査支払機関へのレセプトの提出
  - 審査支払機関または保険者からの照会への回答
- \*損害賠償保険などに係る保険会社等への相談または届出等

### 【その他の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- \*当施設の管理運営業務のうち、以下の業務を行うため
  - 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料の作成
  - 当施設において行われる学生の実習への強力
  - 当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- \*当施設の管理運営業務のうち、以下の業務を行うため
  - 外部監査機関への情報提供

令和 6年 4月 1日  
介護老人保健施設 海辺の郷  
施設長 米 川 幸 彦